

## 「公的研究費・研究活動にかかる不正防止への取り組み」

一般財団法人 大阪市文化財協会は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（註1）」ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（註2）」に基づき、以下のとおり公的研究費の管理運営ならびに研究活動での不正防止について、公正かつ適正に取り組めます。

### 1. 公的研究費の管理運営ならびに研究活動の不正防止体制

#### 【最高管理責任者】理事長

協会全体を統括し、研究倫理の向上および不正行為の防止、ならびに公的研究費の管理・運営に関し、協会全体を統括する最終責任を負う。

#### 【統括管理責任者】事務局長

研究倫理の向上および不正行為の防止、ならびに公的研究費の管理・運営に関し、最高管理責任者を補佐し、協会全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

#### 【コンプライアンス推進責任者】総務課長

公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ者として公的研究費に関する不正行為の防止を行う。

#### 【コンプライアンス推進副責任者】事業企画課長ないしそれに準ずる者

コンプライアンス推進責任者の指示のもと、公的研究費に関する不正行為の防止を補佐する。

#### 【研究倫理教育責任者】総務課長

研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限をもつ者として研究活動に関する不正行為の防止を行う。

### 2. 公的研究費の不正使用ならびに研究活動の不正行為等の告発窓口

#### 【告発窓口】

当窓口では、当協会における公的研究費の使用に関する不正行為、ならびに研究活動上の不正行為に関する告発または相談の窓口です。

#### 【連絡先】

一般財団法人大阪市文化財協会 総務課 総務課長

〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-6-41

電子メール：kokuhatsu●occpa.or.jp

※上記アドレスにメールを送る際には「●」を半角の@に書き換えて送信をお願いいたします。

TEL：06-6943-6833 / FAX：06-6920-2272

対応可能時間：9時00分から17時00分（土日、祝日、年末年始を除く）

#### 【通報手続き】

書面、電子メール、ファクシミリ、電話または面談などの方法で行うことができます。原則として通報者の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正行為等、態様及び内容の明示が必要です。匿名による通報の場合は、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り受け付けます。

### 【通報の取扱い】

通報者は通報後の調査において氏名等の秘匿を希望することができます。また、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由として、人事、給与、又は研究上いかなる不利益な取扱いを受けることはありません。

### 3. 関連規程

- ・一般財団法人 大阪市文化財協会における研究活動の不正行為防止および対応に関する規程
- ・一般財団法人 大阪市文化財協会における公的研究費の不正使用防止に関する規程
- ・一般財団法人 大阪市文化財協会における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程

### 註

- 1) 平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定
- 2) 平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定